

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第438号）

### 〔 教材等URL不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和7年3月27日）

## 第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

## 第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年5月20日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

大阪府立〇〇高校におけるYouTubeで公開しているオンライン教材を請求する。

- （1）視聴覚教材「〇〇」（約48秒）のURL
- （2）「〇〇」（約3分58秒）のURL
- （3）上記の教材作成者のこれまでの公開・限定公開されている教材のURLの全て
- （4）略
- （5）略

その余の請求内容は別紙1（令和3年5月20日付け「行政文書公開請求書」 添付省略）のとおり。

- 2 同年6月3日、実施機関は、本件請求に対し、「本件請求に係る文書（1）（2）（3）については、作成していないため、管理していない。」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 同月29日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第三 審査請求の趣旨及び理由

- 1 審査請求の趣旨

処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

- 2 審査請求の理由

請求文書（1）～（3）について、大阪府教育委員会は「オンライン授業」を促進すべく、教員本人の意思に関係なく、本人名義でアカウントを作成しており、管理しているのは自明である。大阪府が管理しているこの本請求における大阪府立〇〇高校におけ

るアカウントで公開されているURLにおける動画がUPロードされたタイミング等で大阪府のアカウント管理者に通知が届く仕様となっているはずであり、管理していないはずはない。（URL 2 件の記載は省略）

なお、教員本人の意思に関係なく、本人名義でアカウントを作成したにも関わらず、大阪府が管理していない場合は、その根拠を示した上で理由を説明すべきである。

ところで、大阪府立〇〇高等学校に関しては「オンライン授業」URLが別件情報公開請求において公開されている。そのため、情報公開に関する業務を当たっている地方公務員が「不存在」などと虚偽の報告を府民に対して行うことは審査請求を要望する十分な理由である。

### 3 反論書における主張

「校長は校務をつかさどり、所属職員を監督することとされ、校務には、教材に関することが含まれると解されている」のならば、教職員アカウントも当然含まれており、この府教委がオンライン学習を推進するために勝手に本名で作成された本人名アカウントの管理監督責任が大阪府教育委員会にあることは明白である。また、大阪府は過去に、大阪府立〇〇高等学校の常勤講師であった〇〇が大阪府立〇〇高校の生徒の成績等をインターネット上にアップロードし誰にでも見られる状態にしていたことで〇〇新聞に掲載されたが、事実を矮小化するような傾向にあった。その時の大阪府教委の説明もパソコンスキルに疎い管理職が技術の理解ができていないまま今回のように弁明しているように思えてならない。

大阪府立〇〇高等学校に関しては「オンライン授業」の試行用URLが別件行政文書公開請求書において、部分公開設定であったにも関わらず公開されているという事実がある以上、大阪府立〇〇高校校長の弁明は府教委の情報公開の判断と一致しておらず、また、掌握管理できていないなどということは大阪府立の学校教職員アカウントを使用している限り、ありえない。

### 4 意見書における主張

本件請求（１）及び（２）に係るオンライン教材が掲載されているインターネットサイトは、令和 7 年 1 月 23 日時点でも活発に更新が続けられている。当時から現在も全く同一のURLが使用されている。

さらに、大阪府が被告となっている訴訟の準備書面から、本件請求（１）及び（２）に係るオンライン教材について大阪府が把握しており、授業で活用されていることが大阪府の証言によって明らかになっていること及び同じデータが多数あり、動画であってもツールを使えばダウンロードできるままであることも含めて根拠であり、隠蔽している決定であり本件は特に違法性が高いと言わざるをえない。

その余の主張は別紙 2（令和 7 年 1 月 23 日付け「口頭意見陳述に代わる追加の意見書の提出について」 添付省略）のとおり。

#### 第四 実施機関の主張要旨

##### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

##### 2 弁明の理由

学校教育法第37条において、校長は校務をつかさどり、所属職員を監督することとされ、校務には教材に関することが含まれると解されている。審査請求人が情報公開請求を行った（１）、（２）は、当該校長が教材として掌握し、処理したものではないため、教材として存在しない。教材が不存在である以上、（３）の教材作成者は存在しないため、行政文書として不存在としか言えない。

##### 3 実施機関説明における主張

本件請求は、審査請求人によると府立〇〇高校における動画投稿サイトで公開している「オンライン教材」を請求するものとされているが、当該動画は、当該高校が教材として管理しているものではない。審査請求人は、「動画がUPロードされたタイミング等で大阪府のアカウント管理者に通知が届く仕様となっている」等と主張するが、そのような仕様であることは確認できない。また、確かに、府立〇〇高校の各教職員は職務上割り当てられたアカウント（以下「教職員アカウント」という。）を保有しているものの、当該動画のアップロードに教職員アカウントが使用されたのかは不明である。

以上のことから、本件請求（１）及び（２）は、行政文書に該当するとはいえず、本件決定は妥当である。

#### 第五 審査会の判断

##### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

##### 2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

（１）審査請求人は、本件請求により特定の高校におけるオンライン教材の公開を求めており、実施機関がアカウントを作成及び管理していることから、これらの動画は不存在であるはずがないと主張している。一方、実施機関は、審査請求人が請求するURL（以下「当該URL」という。）にかかる動画は校長が掌握し、処理したものではないため、教材として存在しないとして不存在による非公開決定を行った。

（２）この点、当審査会が実施機関から聞取りを行ったところ、令和２年度より、実施機関では新型コロナウイルス感染拡大防止による臨時休業期間において、各校がICT等を

活用し、生徒に家庭学習を適切に課し、生徒の学習を支援していくため、「生徒への学習課題の指示と解説の配信」、「生徒からの質問対応」、「生徒による課題の提出」という一連の授業の流れをインターネットを用いて実施する「オンライン授業」の実施体制の構築を進めていた。

本件請求に記載されている府立〇〇高校においても、「オンライン授業ガイドライン」（以下「当該校ガイドライン」という。）により学習課題の指示や解説の配信等を定めていた。この当該校ガイドラインの項目3（2）では、生徒への解説の配信について、解説動画を撮影した場合は、③そのURLのリンクを学校ホームページに掲載するか、④Google Classroomに掲載することとされている。このように、府立〇〇高校においては、解説動画の取扱いについて、この二つを正式な方法として定めていたといえる。

（3）実施機関によると、本件請求（1）及び（2）に係るURLについては、第三者である教員（以下「作成者」という。）が作成し個人のインターネットサイトに掲載していた動画（以下「当該動画」という。）にかかるものであることが確認できるものの、当該動画の作成当時において、学校ホームページやGoogle Classroomにこれらが掲載されていたのかは判然としないとのことである。また、当該動画を動画投稿サイトに掲載する際に、教職員アカウントを使用したかどうか確認できないとのことであった。

（4）このように、当該動画が当該校ガイドラインに則って掲載されたものか、また掲載に当たり教職員アカウントが使用されたのかも現時点では不明であるものの、学校としてではなく個人名で動画投稿サイトに投稿したもので、その内容も作成者が何らかの学校とのトラブルの音声を掲載しているものに過ぎず、個人的な内容に終始している。この場合、仮に教職員アカウントが使用されていたとしても、それは、作成者が当該アカウントを個人的な動画の制作及び掲載の用に供したものであって、私的利用であったと考えるべきである。

このように、当該動画は、作成者が業務を離れて個人的に制作したものに過ぎず、そのような動画については、仮に掲載に当たって教職員アカウントが使用されていたとしても、実施機関が組織的に用いるものとして管理しているものとはいえない。以上より、本件請求（1）及び（2）に係るURLにつき不存在決定とした実施機関の判断は妥当である。

### 3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原 和穂、高野 恵亮